

風水害等における学校の対応について

本校では、子どもたちの安全確保のために、台風による風水害等の自然災害が想定される次の「警報」が発令されている場合は、保護者の方に次のような対応をお願いしております。今後とも、子どもたちの安全について、ご配慮とご協力をよろしくお願いいたします。

～確認事項～

1. 午前6時の段階で横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令・継続中の場合は、子どもたちの安全確保のため、当日は臨時休業となります。

学校の電話は留守番電話対応となります。ご了承ください。

※部活動の朝練習がある生徒は、午前6時のテレビ・ラジオのニュースを確認してから、登校してください。土・日・祝日（休業日）の部活動等も、同様の扱いとなります。

2. 登校する時間に「大雨警報」「洪水警報」が発令されている場合は、保護者の方がその時点で状況を判断していただき、登校させるか、危険回避のため登校を見合わせるかを決めてください。

なお、登校を見合わせる場合は、8時20分までにすぐ一で学校へ連絡を入れてください。

電話の場合は8時00分～8時20分の間に連絡をしてください。

その場合、「出席停止・忌引等」の扱いとなります。

3. 子どもたちの登校後に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」が発令された場合には、学校長が授業の繰り上げや学校留め置き等、適切な措置を講じます。

◎よくあるご質問

Q1 「暴風警報」が6:10に解除された場合、その後急いで支度をして登校すれば、8:35の登校時刻間に合いますが、登校した方がいいですか？

A1 いいえ。あくまでも「臨時休業」の判断は午前6時の段階での判断です。その後、解除されても、「臨時休業」の措置は変わりません。ですから、登校の必要はありません。

Q2 「強風注意報」「大雪注意報」等の注意報が朝の6時に発令されていたら、どうしますか？

A2 「警報」ではありませんので、通常通りの授業日となります。

ただし、天候状況によっては、保護者の判断で、登校を遅らせたり、見合わせたりすることもあるかもしれません。その際は、必ず、学校にご連絡ください。

なお、この場合は、校長の判断で遅刻や欠席とはなりません。